

資料編

別紙1 色彩について

第6章 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項、1. 許可、届出等取扱方針及び2. 公園事業取扱方針で示されている色彩については、日本塗料工業会発行（2009年E版）の色見本による。

○焦げ茶色

E 1 5 - 2 0 B 及びこの近似色

○赤錆色

E 0 7 - 3 0 L 及びこの近似色

○茶色

E 1 5 - 3 0 F 及びこの近似色

E 1 7 - 5 0 L 及びこの近似色

E 1 7 - 5 0 F 及びこの近似色

○白色

E N - 8 5 及びこの近似色

○黒色

E N - 1 0 及びこの近似色

○濃緑色

E 4 2 - 3 0 H 及びこの近似色

○灰色

E N - 5 5 及びこの近似色

○暗灰色

E N - 4 0 及びこの近似色

○ベージュ色

E 1 9 - 7 5 L 及びこの近似色

別紙 2

中部山岳国立公園南部地域における移動通信施設の取扱いについて

1. 概要

中部山岳国立公園南部地域管理計画書改訂にあたり、近年、山岳地域における移動通信施設の普及に伴い、南部地域での現状を踏まえ、指導指針を定めるもの。

2. 移動通信事業の定義と現状

携帯電話などの移動通信事業は、電気通信法上の第 1 種電気通信事業として行われている。平成 9 年の電気通信事業法の改正により、第 1 種電気通信事業者の許可の基準から過剰設備防止事項（一定地域における参入制限）がなくなり、経営能力さえ有していれば、何社でも際限なく市場参入することが可能となった。そのため、現状では複数社が移動通信事業を行っている状態である。

3. 移動通信施設の適用条項

移動通信事業を行うに当たっての鉄塔、アンテナ等の移動通信施設は工作物の新築もしくは増改築で扱われ、自然公園法での該当条項は自然公園法第 20 条第 3 項、自然公園法施行規則第 11 条第 13 項による。

4. 移動通信施設の取扱方針

①特別保護地区、第 1 種特別地域及び第 2・3 種特別地域の高山・亜高山域等の植生回復等の困難な地域

原則、新設等は不可、但し、自然公園法施行規則第 11 条第 13 項の審査基準により認められるただし書きの適用については下記のとおりとする。

- ・民間事業者が整備するもの

公益上の必要性のただし書きは適用しない。

- ・市町村が整備するもの

公益上の必要性のただし書きを適用しうる。

なお、ただし書きが適用される場合においても、独立した施設ではなく、宿舎、既存施設など、既に設けられている工作物に付帯した形で、風致景観上の支障を最小限にするものとし、独立型の基地局は認めないものとする。

- ② ①以外の地域（普通地域を除く）

原則、既存工作物に付帯した形での設置を求める。ただし、付帯では目的が達せられない場合においてのみ、高さ 13m 以下での基地局を認めるものとする。ただし書きの適用は行わない。

別紙3 歩道における標準標識デザイン案

第6章 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項、1. 許可、届出等取扱方針及び2. 公園事業取扱方針で示されている標識類の標準デザインについては下記のとおり。

※ 標準デザイン図 (歩行者系)

①総合案内標識	②案内図標識	③頂上名標識	④-1 扉柱タイプ	④-2 脚木タイプ	⑤注意標識	⑥境界標識
<p>①総合案内標識</p> <p>表示基板：アルポリ板 表示用紙：角割書 塗装仕上げ ※表示内容によりWHV守演は変更有 上図は1000X2000の7/8"V型尺板を加工の場合</p>	<p>②案内図標識</p> <p>表示基板：アルポリ板 表示用紙：アルミパイプアポルト 塗装仕上げ</p>	<p>③頂上名標識</p> <p>文字高(印文)：H70 表示基板：アルミ板 塗装仕上げ</p>	<p>④-1 扉柱タイプ</p> <p>※多量設置や設置され易い場所には 扉柱タイプを用いること</p> <p>文字高(印文)：H40 表示基板：アルミ板 塗装仕上げ</p>	<p>④-2 脚木タイプ</p> <p>※多量設置や設置され易い場所に 脚木タイプを設置する場合は 表示板に鎖付を付けるなど、 強度に配慮した取付すること</p> <p>文字高(印文)：H70 表示基板：アルミ板 塗装仕上げ (市販品)</p>	<p>⑤注意標識</p> <p>禁止警告系 普及啓発系 表示基板：アルミ板 塗装仕上げ</p>	<p>⑥境界標識</p> <p>文字高(印文)：H70 表示基板：アルミ板 塗装仕上げ ※表示面は一面のみ</p>
<p>①総合案内標識</p> <p>表示基板：アルポリ板 表示用紙：角割書 塗装仕上げ ※表示内容によりWHV守演は変更有 上図は1000X2000の7/8"V型尺板を加工の場合</p>	<p>②案内図標識</p> <p>表示基板：アルポリ板 表示用紙：角割書 塗装仕上げ 枠：ステンレス角棒</p>	<p>③頂上名標識</p> <p>文字高(印文)：H70 表示基板：アルミ板 塗装仕上げ</p>	<p>④-1 扉柱タイプ</p> <p>※多量設置や設置され易い場所には 扉柱タイプを用いること</p> <p>文字高(印文)：H40 表示基板：アルミ板 塗装仕上げ</p>	<p>④-2 脚木タイプ</p> <p>※多量設置や設置され易い場所に 脚木タイプを設置する場合は 表示板に鎖付を付けるなど、 強度に配慮した取付すること</p> <p>文字高(印文)：H70 表示基板：アルミ板 塗装仕上げ (市販品)</p>	<p>⑤注意標識</p> <p>禁止警告系 普及啓発系 表示基板：アルミ板 塗装仕上げ</p>	<p>⑥境界標識</p> <p>文字高(印文)：H70 ステンレス鋼板 ※表示面は一面のみ</p>
<p>①総合案内標識</p> <p>表示基板：アルポリ板 表示用紙：角割書 塗装仕上げ ※表示内容によりWHV守演は変更有 上図は1000X2000の7/8"V型尺板を加工の場合</p>	<p>②案内図標識</p> <p>表示基板：アルポリ板 表示用紙：角割書 塗装仕上げ 枠：ステンレス角棒</p>	<p>③頂上名標識</p> <p>文字高(印文)：H70 表示基板：アルミ板 塗装仕上げ</p>	<p>④-1 扉柱タイプ</p> <p>※多量設置や設置され易い場所には 扉柱タイプを用いること</p> <p>文字高(印文)：H40 表示基板：アルミ板 塗装仕上げ</p>	<p>④-2 脚木タイプ</p> <p>※多量設置や設置され易い場所に 脚木タイプを設置する場合は 表示板に鎖付を付けるなど、 強度に配慮した取付すること</p> <p>文字高(印文)：H70 表示基板：アルミ板 塗装仕上げ (市販品)</p>	<p>⑤注意標識</p> <p>禁止警告系 普及啓発系 表示基板：アルミ板 塗装仕上げ</p>	<p>⑥境界標識</p> <p>文字高(印文)：H70 ステンレス鋼板 ※表示面は一面のみ</p>

別紙 4

宿舎事業（山小屋）における小型風力発電施設の設置について

1. 概要

中部山岳国立公園南部地域管理計画書の改訂にあたり、近年、公園事業として執行されている宿舎事業（山小屋）において小規模な風力発電施設を設置したいとの要望が増加していることから、設置に際して風致景観等に配慮がなされるよう、指導指針を定めるもの。

2. 風力発電施設の設置により予想される問題点

- ・展望、眺望上の支障
- ・回転時における騒音、接触事故
- ・強風、落雷等による破損、飛散
- ・バードストライク等、野生生物の生息・生育に及ぼす影響

3. 対応方針

- ・現執行敷地内であること。
- ・登山道に隣接しないこと。
- ・基数は必要最小限とすること。
- ・極力既存施設に隣接されること。
- ・接触防止のため、安全対策を行うこと。
- ・工作物の高さ（風力発電施設の先端までの高さ）は地上高 5 m 以下とすること。
- ・色彩はこげ茶色または灰色とすること。

適用施設一覧表

2 - 1

利用計画名	事業決定名	事業執行名	通称
107 燕岳	同 左	同 左	燕山荘
110 双六池	同 左	同 左	双六小屋
111 大天井岳	同 左 同 上	大 天 井 同 上	市営大天荘 大天井ヒュッテ
112 槍ヶ岳肩	同 左	同 左	槍ヶ岳山荘
113 槍ヶ岳東鎌尾根	同 左	同 左	ヒュッテ大槍
118 常念岳乗越	同 左	同 左	常念小屋
119 槍ヶ岳八合目	同 左	同 左	殺生ヒュッテ
120 西岳	同 左	同 左	ヒュッテ西岳
121 槍沢	同 左	同 左	槍沢ロッヂ
122 南岳	同 左	同 左	南岳小屋
124 北穂高岳	同 左	同 左	北穂高小屋
125 涸沢	同 左 同 上	同 左 同 上	涸沢ヒュッテ 涸沢小屋
127 奥穂高岳	同 左	同 左	穂高岳山荘
128 横尾	同 左	同 左	横尾山荘
130 蝶ヶ岳	同 左	同 左	蝶ヶ岳ヒュッテ
131 岳沢	同 左	同 左	岳沢小屋
136 西穂高岳	同 左	同 左	西穂山荘
141 徳本峠	同 左	同 左	徳本峠小屋
179 鏡平	同 左	同 左	鏡平山荘
180 槍平	同 左	同 左	槍平小屋
181 笠ヶ岳	同 左	同 左	笠ヶ岳山荘
181 ワサビ平	同 左	同 左	ワサビ平小屋

2 - 2

利用計画名	事業決定名	事業執行名	通称
132 大滝山	同 左		大滝山荘
139 新中尾峠	同 左		焼岳小屋
140 岩魚留	同 左		岩魚留小屋

別紙 6

【指定植物】（中部山岳国立公園）

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

科 名	種 名
ヒカリゴケ	ヒカリゴケ
ヒカゲノカズラ	チシマヒカゲノカズラ、ミヤマヒカゲノカズラ、タカネスギカズラ、ミズスギ、ヒメスギラン、スギラン、ヤチスギラン、マンネンスギ、コスギラン、タカネヒカゲノカズラ
イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ、コケスギラン、ヒモカズラ、イワヒバ
ハナヤスリ	ミヤマハナワラビ、ヒメハナワラビ（ヘビノシタ）、エゾフユノハナワラビ（ヤマハナワラビを含む）
イノモトソウ	ヤツガタケシノブ、フジシダ
オシダ	ナンタイシダ、オクヤマワラビ、ナヨシダ、カラフトメンマ、シロウマイタチシダ、ウサギシダ、イワウサギシダ、エビラシダ、タカネシダ（クモマシダ）、トガクシデンダ、コガネシダ
シシガシラ	ミヤマシシガシラ
チャセンシダ	イチョウシダ、チャセンシダ、アオチャセンシダ、クモノスシダ
ウラボシ	ミヤマウラボシ、オオクボシダ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ミヤマビャクシン（ミヤマハイビャクシン）、ホンドミネヤマネズ
イチイ	キャラボク
ヤナギ	タカネイワヤナギ（レンゲイワヤナギ）
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
タデ	マルバギシギシ（ジンヨウスイバ）、イブキトラノオ、ハルトトラノオ、ムカゴトラノオ、ウラジロタデ、オンタデ、タカネスイバ
ナデシコ	タガソデソウ、ホソバミミナグサ（タカネミミナグサ）、ミヤマミミナグサ、クモマミミナグサ、シナノナデシコ、エゾカワラナデシコ、タカネナデシコ（クモイナデシコを含む）、センジュガンピ、タカネツメクサ、ハイツメクサ、ミヤマツメクサ、コバノツメクサ、ワチガイソウ、ヒゲネワチガイ、チシマツメクサ、カンチャチハコベ、エゾフスマ（シラオイハコベ）、イワツメクサ、シコタンハコベ
モクレン	オオヤマレンゲ

科 名	種 名
キンポウゲ	オオレイジンソウ、ハクサントリカブト、ハクバブシ、レイジンソウ、ホソバトリカブト、ヤチトリカブト、ヒメイチゲ、ハクサンイチゲ、ミスミソウ（スハマソウを含む）、キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、サンリソウ、ミヤマオダマキ、リュウキンカ（エンコウソウを含む）、ミヤマハンショウヅル（コミヤマハンショウヅルを含む）、パイカオウレン、ミツバオウレン、ミツバノパイカオウレン（コシジオウレン）、シラネアオイ、アズマシロカネソウ、ツクモグサ、ミヤマキンポウゲ、イチョウバイカモ、クモマキンポウゲ、タカネキンポウゲ、ヒキノカサ（コキンポウゲ）、ヒメカラマツ、ミヤマカラマツ、シキンカラマツ、モミジカラマツ、キンバイソウ、シナノキンバイ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク
メギ	サンカヨウ、トガクシショウマ（トガクシソウ）
ウマノスズクサ	ミチノクサイシン、ミヤマアオイ、コシノカンアオイ、ウスバサイシン（サイシン）
オトギリソウ	シロウマオトギリ（ダイセンオトギリ）、オクヤマオトギリ、コオトギリ、イワオトギリ（ハイオトギリ）、ミヤマオトギリ（シナノオトギリ）、トガクシオトギリ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ケシ	エゾエンゴサク、コマクサ、オサバグサ
アブラナ	ミヤマハタザオ、フジハタザオ、イワハタザオ、ウメハタザオ、クモイナズナ（クモイハタザオ）、ミヤマガラシ（ヤマガラシ）、ミヤマタネツケバナ（ミネガラシ）、トガクシナズナ、クモマナズナ、シロウマナズナ
ベンケイソウ	ツメレンゲ、イワベンケイ、ミヤママンネングサ、アオベンケイ
ユキノシタ	ハナチダケサシ、アラシグサ、ハナネコノメ、チャルメルソウ、ヒメウメバチソウ、オオシラヒゲソウ、ウメバチソウ（コウメバチソウを含む）、ヤシャビシャク、ムカゴユキノシタ、シコタンソウ、ヒメクモマダサ、ダイモンジソウ（ウチワダイモンジソウを含む）、ミヤマダイモンジソウ、ウラベニダイモンジソウ、クロクモソウ、フキユキノシタ、クモマダサ、ハルユキノシタ
バラ	ハゴロモグサ、チョウノスケソウ、シモツケソウ（アカバナシモツケソウを含む）、ノウゴウイチゴ、シロバナノヘビイチゴ（モリイチゴ）、ミヤマダイコンソウ、チングルマ、イワキンバイ、ミヤマキンバイ、ウラジロキンバイ、クロバナロウゲ、ミネザクラ（チシマザクラを含む）、オオタカネバラ、タカネイバラ、コガネイチゴ、ベニバナイチゴ、カライトソウ（ユキクラトウウチソウを含む）、タカネトウウチソウ（ケトウウチソウを含む）、タテヤマキンバイ、イワシモツケ

科名	種名
マメ	タイツリオオギ、リシリオオギ、シロウマオオギ、イワオオギ、タテヤマハギ、オヤマノエンドウ
フウロソウ	グンナイフウロ (タカネグンナイフウロを含む)、ハクサンフウロ
トウダイグサ	ハクサンタイゲキ
スマレ	キバナノコマノツメ、ウスバスマレ、オオバキスマレ、ミヤマキスマレ、タカネスマレ (クモマスマレ)、ミヤマスマレ
アカバナ	ヤナギラン、アシボソアカバナ、ヒメアカバナ、ミヤマアカバナ、シロウマアカバナ
ミズキ	ゴゼンタチバナ
セリ	イワテトウキ (ナンブトウキ)、ハクサンサイコ、ミヤマゼンゴ、ミヤマセンキュウ、イブキゼリ、ハクサンボウフウ、オオカサモチ (オニカサモチ)、タカネイブキボウフウ、シラネニンジン
イワウメ	イワウメ、ヒメイワカガミ、イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む)、イワウチワ (オオイワウチワ、トクワカソウを含む)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、コバノイチヤクソウ、ベニバナイチヤクソウ (ベニイチヤクソウ)、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ
ツツジ	ヒメシャクナゲ、コメバツガザクラ、ウラシマツツジ、イワヒゲ、ハリガネカズラ、アカモノ、シラタマノキ、ジムカデ、ミネズオウ、ウラジロヨウラク (ツリガネツツジを含む)、ツルコケモモ、イワナシ、アオノツガザクラ、コツガザクラ (オオツガザクラ)、ツガザクラ、ハイツガザクラ、ムラサキヤシオ、キバナシャクナゲ、ハクサンシャクナゲ (シロバナシャクナゲ、ネモトシャクナゲを含む。)、レンゲツツジ (キレンゲを含む)、ヒカゲツツジ、ホンシャクナゲ、アズマシャクナゲ、サイコクミツバツツジ、オオコメツツジ、コメツツジ (チョウジ型を含む)、トウゴクミツバツツジ、ミヤマホツツジ、サラサドウダン、マルバウスゴ (ナンブクロウスゴ)、コケモモ
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	ハクサンコザクラ (ナンキンコザクラ)、クリンソウ、オオサクラソウ、ユキワリソウ、ツマトリソウ、コツマトリソウ
リンドウ	トウヤクリンドウ、オヤマリンドウ、ミヤマリンドウ、ハルリンドウ、タテヤマリンドウ、エゾリンドウ、オノエリンドウ、シロウマリンドウ (タカネリンドウ)、ハナイカリ、ホソバツルリンドウ、ミヤマアケボノソウ、タカネセンブリ、イワイチョウ、ミツガシワ
アカネ	ツルアリドオシ
ハナシノブ	ミヤマハナシノブ
ムラサキ	ミヤマムラサキ、エゾムラサキ

科名	種名
シソ	カイジンドウ、ミヤマクルマバナ、タテヤマウツボグサ、アキギリ（オオアキギリ）、イブキジャコウソウ（イワジャコウソウを含む）
ゴマノハグサ	ミヤマコゴメグサ、ホソバコゴメグサ、トガクシコゴメグサ、ウルップソウ、オオバミゾホオズキ、ミヤマシオガマ、ヨツバシオガマ、オニシオガマ、トモエシオガマ、タカネシオガマ、エゾシオガマ、ヒメクワガタ、ミヤマクワガタ、テングクワガタ、クガイソウ
イワタバコ	イワタバコ
ハマウツボ	オニク
タヌキモ	ムシトリスミレ
オオバコ	ハクサンオオバコ
スイカズラ	リンネソウ、クロミノウグイスカグラ、チシマヒョウタンボク、コウグイスカグラ、オオヒョウタンボク
オミナエシ	コキンレイカ（ハクサンオミナエシ）、キンレイカ
マツムシソウ	マツムシソウ、タカネマツムシソウ
キキョウ	ヒメシャジン、ミヤマシャジン、ハクサンシャジン（タカネツリガネニンジン）、チシマギキョウ、イワギキョウ、ヤマホタルブクロ、サワギキョウ、タニギキョウ、キキョウ
キク	タカネヤハズハハコ（タカネウスユキソウ）、チョウジギク、ウサギギク（エゾウサギギクを含む）、ミヤマオトコヨモギ、アサギリソウ、タカネヨモギ、チシマヨモギ、カニコウモリ、イワインチン（オオイワインチン）、タテヤマアザミ、オニオオノアザミ、モリアザミ、ハクサンアザミ、オニアザミ（ハリオニアザミを含む）、ノリクラアザミ（ウラジロアザミ）、エゾムカシヨモギ、アズマギク、ミヤマアズマギク、ミヤマコウゾリナ、タカネニガナ、クモマニガナ、キクバジシバリ、ウスユキソウ、ミネウスユキソウ、マルバダケブキ、オタカラコウ、カンチコウゾリナ（タカネコウゾリナ）、オオニガナ、シラネアザミ、クロトウヒレン、ヤハズトウヒレン、チャボヤハズトウヒレン、セイタカトウヒレン（トウヒレン）、ヤハズヒゴタイ（ミヤマヒゴタイ）、タカネヒゴタイ、コウリンカ、タカネコウリンカ、ミヤマアキノキリンソウ（コガネギク）（キリガミネアキノキリンソウを含む）、ミヤマタンポポ（タテヤマタンポポ）、シロウマタンポポ

科 名	種 名
ユリ	シロウマアサツキ、ミヤマラッキョウ、ツバメオモト、スズラン、カタクリ、ミヤマクロユリ、キスゲ (ユウスゲ)、ニッコウキスゲ (ゼンテイカ)、ササユリ、コオニユリ、ホソバコオニユリ (タニマユリ)、クルマユリ、チシマアマナ、ヒメマイヅルソウ、キンコウカ、キヌガサソウ、ワニグチソウ、ヤマトユキザサ (オオバユキザサ)、ヒロハユキザサ、マルバサンキライ、オオバタケシマラン、チシマゼキショウ (リシリゼキショウ)、チャボゼキショウ (ハコネハナゼキショウ)、ヒメイワショウブ、タマガワホトトギス、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ (シロバナエンレイソウ)、タカネシュロソウ (ムラサキタカネアオヤギソウ)、タカネアオヤギソウ、コバイケイ (ウラゲコバイケイを含む)
アヤメ	ヒオオギアヤメ
イグサ	タカネスズメノヒエ (ミヤマスズメノヒエ)
イネ	コミヤマヌカボ、ミヤマヌカボ、ユキクラヌカボ (オクヤマヌカボ)、タカネコウボウ、ヒゲノガリヤス、ヒナノガリヤス、ミヤマノガリヤス、タカネウシノケグサ、ミヤマドジョウツナギ、ミヤマコウボウ、ミヤマアワガエリ、ハクサンイチゴツナギ、ミヤマイチゴツナギ (タカネイチゴツナギ)、ヒゲナガコメススキ、ミヤマカニツリ (タカネカニツリ)、リシリカニツリ
サトイモ	ユモトマムシグサ、ミズバショウ
ミクリ	ホソバタマミクリ
カヤツリグサ	タテヤマスゲ、アシボソスゲ (シロウマスゲ)、タカネナルコスゲ (タカネナルコ)、ヌイオスゲ (シロウマヒメスゲ)、ミネハリイ、ミヤマホタルイ
ラン	サルメンエビネ、ホテイラン、ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、シュンラン (ホクロ)、アツモリソウ、キバナアツモリソウ、イチヨウラン、サワラン (アサヒラン)、キリガミネアサヒラン、コイチヨウラン、アオスズラン (エゾスズラン)、カキラン、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ミヤマウズラ、ノビネチドリ、テガタチドリ (チドリソウ)、ミヤマモジズリ、クモキリソウ、フタバラン (コフタバラン)、ミヤマフタバラン、タカネフタバラン、ホザキイチヨウラン、アリドオシラン、ヒメムヨウラン、ハクサンチドリ (ウズラバハクサンチドリを含む)、カモメラン (カモメソウ)、ウチヨウラン、コケイラン、タカネトンボ、シロウマチドリ (ユウバリチドリ)、ヤマサギソウ、タカネサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、キソチドリ、オオヤマサギソウ、ミヤマチドリ (ニッコウチドリ)、ホソバノキソチドリ、ヤマトキソウ、トンボソウ、シヨウキラン

別図 1

白骨温泉



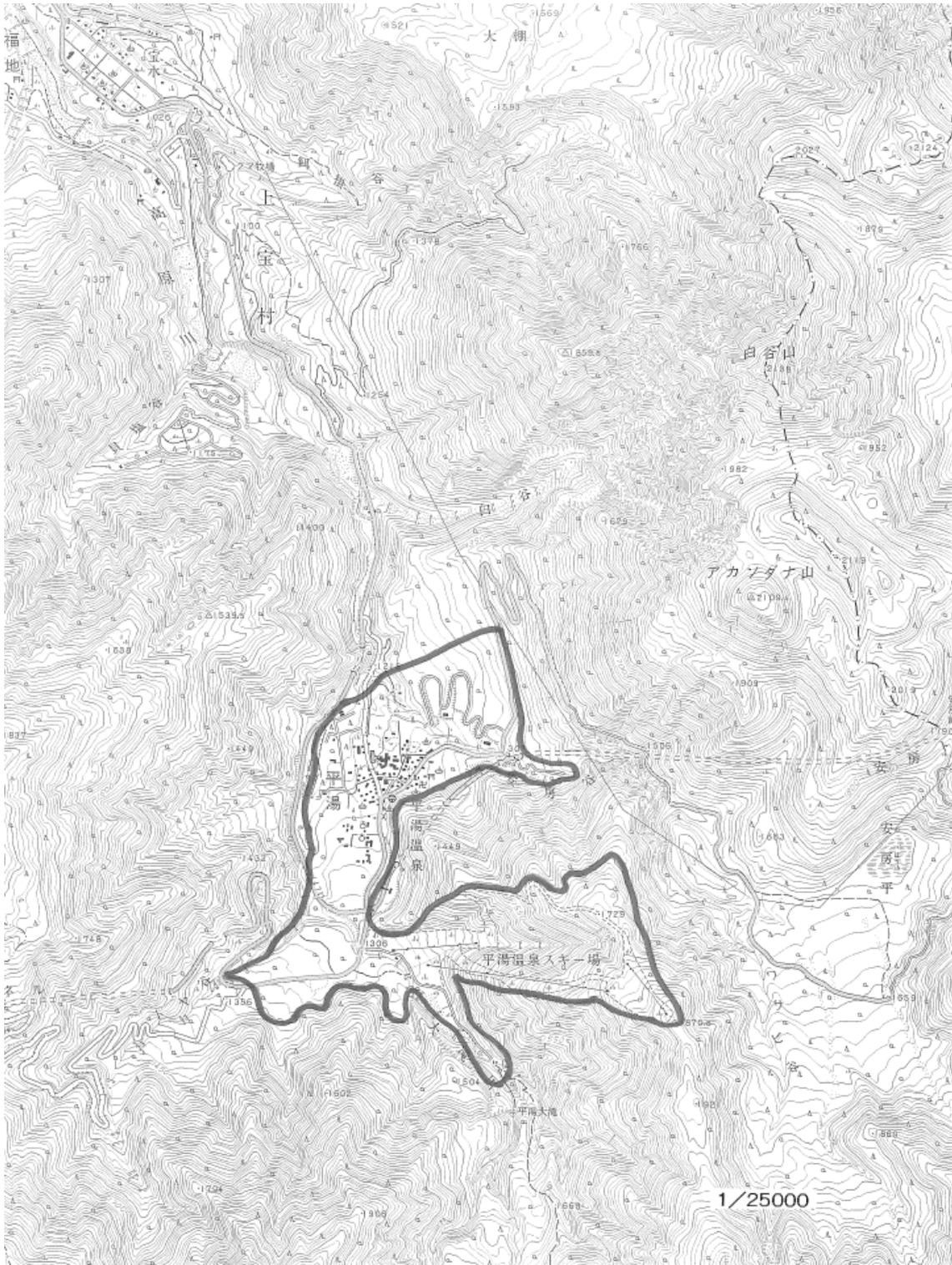
別図2

乗鞍高原集团施設地区



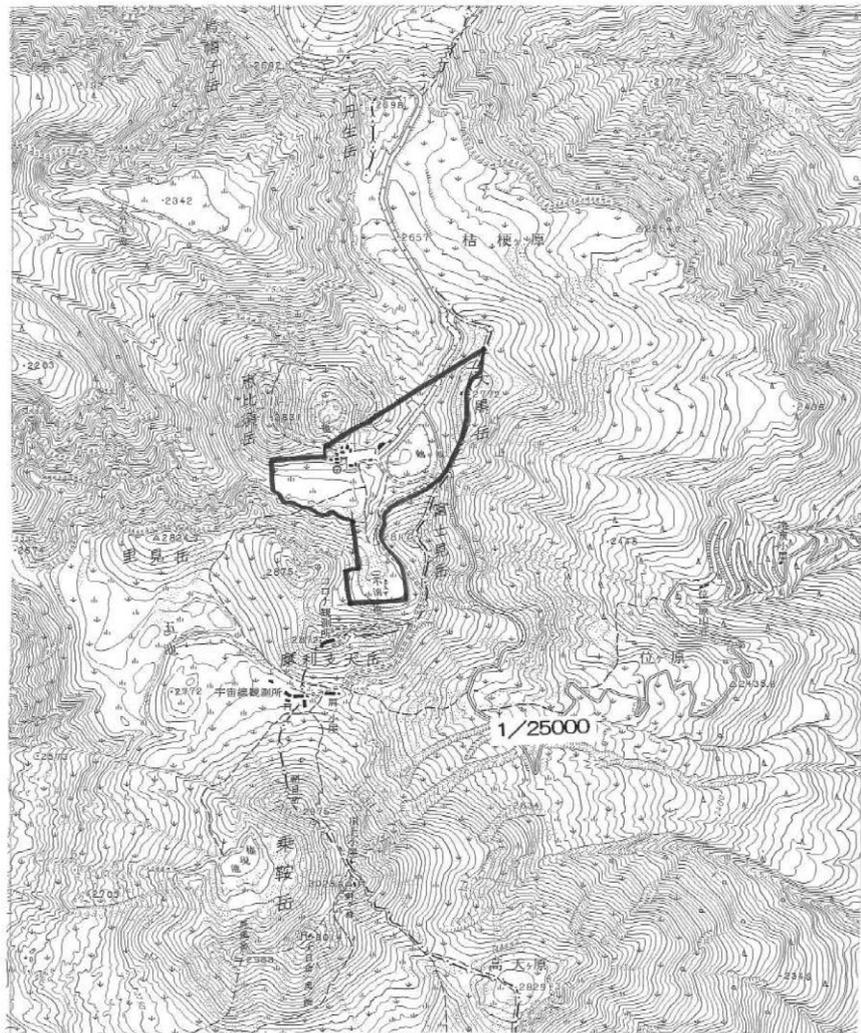
別図 3

平湯集團施設地区



別図 4

乗鞍鶴ヶ池集団施設地区



中部山岳国立公園（南部地域）管理計画検討会

I 検討員名簿

【検討員】		
座長	東京農工大学大学院 教授	亀山 章
	信州大学山岳科学総合研究所 所長	鈴木 啓助
	信州大学農学部 准教授	泉山 茂之
	社団法人日本山岳ガイド協会 理事	武川 俊二（平成 20 年度）
		穂苅 康治（平成 21 年度）
	上高地町会 会長	青柳 薫
	大野川区 区長	奥原 満登
	平湯温泉町内会 会長	沖本 憲嗣（平成 20 年度）
		田中 守（平成 21 年度）
	上高地旅館組合 組合長	田川 和夫
	北アルプス山小屋友交会	村本貴代春（平成 20 年度）
		山口 孝（平成 21 年度）
	飛騨山小屋友交会 会長	村上 文俊
【参画行政機関】		
国の機関	中信森林管理署	（業務課）
	飛騨森林管理署	（業務課）
	松本砂防事務所	（調査課）
	神通川水系砂防事務所	（調査課）
県の機関	長野県	（自然保護課）
	長野県松本地方事務所	（環境課）
	岐阜県	（地球環境課）
	岐阜県飛騨振興局	（環境課）
市町村	松本市	（政策課）
		（観光温泉課）
		（安曇支所）
	安曇野市	（安曇野ブランド推進室）
	高山市	（環境課）
		（丹生川支所）
		（上宝支所）
	飛騨市	（観光課）
【関係団体】		
沢渡町会	会長	
白骨まちづくり委員会	委員長	

新穂高町内会	会長
乗鞍観光協議会	会長
【事務局】	
長野自然環境事務所	

Ⅱ 作成経緯

平成 20 年 3 月 26 日	中部山岳国立公園南部地域整備基本構想策定検討会 議題：検討の方法について 検討スケジュールについて
平成 20 年 5 月 28 日 ～30 日	中部山岳国立公園南部地域の公園管理のあり方に係る意見 交換会（上高地地区、乗鞍地区、平湯地区） 議題：提案資料の説明 意見交換
平成 20 年 7 月 17 日	第 1 回検討会 議題：将来目標について 管理計画書の構成について
平成 21 年 8 月 25 日	第 2 回検討会 議題：管理計画書（試案）について
平成 21 年 12 月 10 日	第 3 回検討会 議題：管理計画書（原案）について
平成 24 年 2 月～3 月	パブリックコメント
平成 24 年 12 月 28 日	自然環境局長同意